

電気通信大学客員研究員等受入規程

平成20年 3月25日

改正

平成24年 5月22日

平成26年 2月26日

平成30年 3月30日

平成30年 7月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、外部の大学及び研究機関等の研究者で、電気通信大学（以下「本学」という。）において調査・研究等に従事する研究者の受入れの取扱いについて定めるものとする。

(諸規程との関係)

第2条 外部の研究者の受入れに関し、別に適用すべき規程がある場合には、当該規程の定めるところによるものとする。

(定義)

第3条 外部から受け入れる研究者については、研究活動の態様により、次の各号に掲げる研究員に区分する。（以下、これらの研究員を総称して「客員研究員等」という。）

- (1) 客員研究員
- (2) 特別研究員
- (3) 協力研究員

(資格)

第4条 客員研究員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学で行われる研究活動に本学の要請に基づき参加し、受入教員とともに共同で当該研究活動に従事する者とする。

- (1) 博士の学位を有する者又はこれと同等以上の研究能力を有すると認められる者
 - (2) 研究遂行上、学長が特に必要と認めた者
- 2 特別研究員は、次の各号のいずれかに該当する者で、受入教員の下で専門分野の研究に従事する者とする。
- (1) 日本学術振興会の特別研究員又は外国人特別研究員として採用された者
 - (2) 競争的資金プロジェクトに従事するために独立行政法人等から派遣された研究員
- 3 協力研究員は、次の各号のいずれかに該当し、専門分野について十分な知識及び経験を有する者であって、受入教員の下で特定の研究課題について研究に従事する者、又は第1項に規定する以外の者で、受入教員の特定の研究活動に必要な協力又は支援をする者とする。
- (1) 博士の学位を有する者又はこれと同等以上の研究能力を有すると認められる者
 - (2) 他の大学、高等専門学校、又は高等学校等の教育機関に在籍する研究者又は教員
 - (3) 研究機関において研究に従事する者で高度の研究能力を有する者

(4) 学長が特に認めた者

(手続)

第5条 客員研究員等を受け入れようとする教員は、別に定める様式により、学長に申請するものとする。

2 学長は、前項の申請があったときは、本学の教育研究に支障のない限り、受入れを許可する。

(期間)

第6条 客員研究員等の受入期間は、特別の事情がある場合を除き、1か月以上1年以内とする。ただし、必要がある場合は、その期間を延長することができる。

(期間等の変更)

第7条 客員研究員等が研究を中断若しくは中止し、又は研究期間その他の事項を変更しようとするときは、速やかに学長に届け出なければならない。

2 病気その他の理由により、研究を継続することが不相当と認められる客員研究員等には、受入教員の申し出により、学長は研究の中止を命ずることがある。

(研究料)

第8条 客員研究員等の研究料は、徴収しない。

(施設・設備等の利用)

第9条 客員研究員等は、研究する上で必要な施設、設備等を利用することができる。

(規則等の遵守)

第10条 客員研究員等は、本学の規則等を遵守しなければならない。

(事務)

第11条 客員研究員等に関する事務は、学術国際部研究推進課及び国際課で行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、客員研究員等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 電気通信大学特別研究員受入規程（平成15年4月1日施行）は、廃止する。

3 施行日の前日において特別研究員であった者で施行日後も引き続き在籍する者については、特別研究員と称することができる。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月30日から施行し、平成30年4月1日から適用する。